

令和6年8月19日
事務連絡

日本自動車車体整備協同組合連合会会長 小倉 龍一 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

損害保険会社が自動車車体整備事業者に支払う修理代金に関する
情報提供窓口の設置について

自動車損害保険を使って事故車両を修理する場合、事故車両の修理は、事故車両の所有者である被保険者の同意の下に、自動車車体整備事業者が行います。この場合、本件自動車車体整備の請負契約は、自動車車体整備事業者と事故車両の所有者（被保険者）との間で締結されますが、修理費は、通常、自動車車体整備事業者と損害保険会社との間での交渉を経て決定される実態にあります。

この交渉に関し、一部の自動車車体整備事業者より、損害保険会社が自動車車体整備事業者に対して一方的に著しく低い対価での取引を行うことを強いており、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分を反映できないといった意見が寄せられています。

また、令和6年3月19日参議院予算委員会では、鈴木金融担当大臣が「各損害保険会社に対して、工賃単価の水準を決める際には、自動車整備業者の納得感が得られるよう丁寧な説明、対応を徹底すること、工賃単価の改定に当たっては、消費者物価指数のみならず人件費その他の要素も考慮に入るなど実態と合ったものとすることなどを要請した」と答弁しています。

国土交通省では、これらの点を踏まえ、損害保険会社が自動車車体整備事業者に支払う修理代金やその価格交渉に関する実態を把握し、施策に反映するため、自動車車体整備事業者からの情報提供窓口を設置します。

情報提供される方は、別紙「情報提供にあたっての注意事項」をご一読の上、以下URL又は二次元コードにアクセスして必要事項を入力してください。

「 <https://forms.office.com/r/CPqdGjJ3pw> 」

